

# 「自然の権利」 基金

vol.79

2018年2月25日



事件報告 第2次泡瀬干潟埋立公金支出差止請求事件の終結にあたって

事件報告 白保の海とコウモリを守る裁判が終了しました

会計報告

期日情報

いのちはじゅんぐり

利根川源流からエネルギー革命を！

マミー's' 日記

事務局より

## 事件報告 第2次泡瀬干潟埋立公金支出差止請求事件の終結にあたって

1、泡瀬干潟は沖縄市の前面に広がる沖縄最大の干潟で、豊かで貴重な生態系を有しています。国、沖縄県、沖縄市は協同して2002年から泡瀬干潟と浅海域186.5haの埋立工事を開始しました。この事業は、①リゾート開発により観光客を増加させ地域経済を活性化させる、②埋立海域を泡瀬干潟に近接する「特別自由貿易地域」の泊地・航路の浚渫土砂の処分場とするなどが目的です。

住民は県と市を被告として05年「第1次泡瀬干潟埋立公金支出差止請求住民訴訟」を提訴し、08年一審判決、09年控訴審判決でいずれも、埋立工事の続行は違法と判決し、埋立工事は中止されました。

2、しかし、国、県、市はその後に新たな「土地利用計画」を策定し、11年7月知事による埋立事業変更許可を得て埋立工事を再開しました。

変更した計画は、前記事業目的①、②はほぼ変わらず、埋立区域を約96haと縮少し、競技場や人工ビーチ、宿泊施設等を誘致して、スポーツ関係者や観光客、地元住民年間計415万人の需要を見込むというものです。

住民原告は11年「第2次訴訟」を提起しましたが、15年一審判決（請求棄却）、16年控訴審判決（住民側の控訴棄却）、17年10月上告審決定（上告棄却等）といういずれも不当な判決・決定により住民原告側の敗訴が確定しました。

沖縄タイムス

2017年(平成29年)12月27日 水曜日

### カワウの大群飛来

沖縄市の泡瀬干潟

【沖縄】市泡瀬の泡瀬干潟にカワウ(川鵞)の大群が飛来している。11月頃から200〜300羽の群れが飛来しており、魚をついばむ姿や縄舞を組んで飛ぶ様子でも確認されている。泡瀬干潟を一度も見る博物館カワウ(カワウ)の屋敷朝船長(あさひ)は、約3年前からこの時期にカワウの飛来が見られるようになった。



泡瀬干潟で羽を休めるカワウの群れ=15日、沖縄市・泡瀬干潟(ウミエラ提供)

取めた。屋敷朝船長は「すい勢いで魚を捕獲する姿(驚いた)。泡瀬干潟は豊かな自然が残っている」と話す。泡瀬干潟の会(山正邦会)長は「徐々に泡瀬への飛来数が増えている」と言い、縄舞を組んで飛ぶ様子について「なぜか目撃情報も寄せられている」と話す。カワウは冬場での広い場所を休憩する(ていびく)「泡瀬干潟は場所として休める場所」になっていると話す。一方、県外では増えすぎて、漁業に影響が出たり、ふん害などがあるという。

泡瀬干潟カワウの大群飛来 (沖縄タイムス2017年12月27日付)

3、これら一連の訴訟を通じての私の感想は以下のよう  
なものです。

(1) 第1次訴訟では裁判所は埋立事業の策定過程や計  
画の内容に踏み込んで、その適法性に関してある程度積  
極的に判断する姿勢を示しました。当初の埋立免許につ  
いては違法とは認定しませんでした。例えばアセス手  
続などでは「不十分な点が散見される」などの記述をし  
ています。

これに対し、第2次の各判決は、広い行政裁量を認め、  
知事等の判断が「著しく妥当性を欠く」場合にのみ違  
法となるなどとして、本件事業の策定過程や計画の内  
容に踏み込んで判断しない態度に終始し、形式的・表  
面的な判断により、一応の資料等に基づいて事業計画  
が立案されているなどとして、知事らの裁量権の逸脱・  
濫用は認められませんでした。

しかし、例えば津波について言えば、本件埋立地に  
県防災計画での最大遡上高の予測値の津波が襲来した  
場合本件埋立地は完全に水没し、他方で本件事業の需  
要予測では1日あたり平均約1万1370人が埋立地に  
滞在しており、これら滞り者が最大地震津波の最中に  
安全に避難できる保障はありません。第2次訴訟では  
裁判所は司法審査の職責を果たしているとは言えませ  
ん。

(2) この訴訟を通じて、研究者や環境NGOからの研  
究成果の提供を受けて、住民原告側の主張の骨格とし、  
泡瀬干潟の豊かで貴重な生態系を裁判所にも訴えてき  
ました。これは、第1次訴訟で住民原告の請求が認めら  
れた基礎になっているものと考えます。

(3) 泡瀬干潟埋立事業では行政庁の「広い裁量権」が  
障害になりましたが、これは条例や生物多様性地域戦略  
などの制定である程度は克服できるのではないかと考  
えます。そのための運動が重要だと思います。

4、泡瀬干潟埋立阻止の裁判の終結にあたり、ご支援を  
いただいた自然の権利基金会員の皆様、裁判を支えて  
いただいた全ての皆様、住民原告の皆様に、尊敬と連帯  
の意を表します。ありがとうございました。



ラムサール条約泡瀬の登録要請 (沖縄タイムズ2017年12月29日付)

泡瀬干潟訴訟弁護団 弁護士原田 彰好

### ジュゴンカンパ・上関訴訟カンパのご報告とお礼

2017年にお配りしたジュゴン訴訟や上関訴訟チラシから、とてもたくさんの方々に寄付をお送りいただき、  
合計で972,840円が集まりました。本当にありがとうございました。

### 「自然の権利」応援団よりカンパをいただきました

ご購入下さったみなさま、また「自然の権利」応援団の下記の方々に、心から感謝申し上げます。

- ・シュトーレン【ベッカライ ヨナタン様】売上の10% (25,740円)
- ・自然栽培米ササニシキ【環境と健康を考えるJ&M 阿部 淳様】売上の10% (15,480円)
- ・グレープフルーツ【みかん山 吉田浩司様】売上の10% (5,750円)
- ・ナキウサギカレンダー【ナキウサギふあんくらぶ様】売上の40% (16,320円)

### 事務局より

寒さの中にもようやく春の気配が感じられる季節となりました。今号は、今年になってはじめての通信です。  
いつも「自然の権利」基金をご支援くださりありがとうございます、心より感謝申し上げます。また年末に配  
布させていただいたチラシなどから新たに会員になって下さった皆様、どうぞよろしくお願ひします。

#### ■おしらせ■

- ・今号には会費をお願いするため払込用紙を同封しております。今年もご継続くださいますようお願い申し  
上げます。(年会費は毎年1月～12月の1年間です)
- ・ゆうちょ銀行の口座名が「自然の権利基金」→「一般社団法人自然の権利基金」に変わりました。  
以前の振込用紙も、そのままお使いいただけます。カナは「シヤ)シゼンノケンリキキン」です。

## 事件報告 新石垣空港訴訟

### 白保の海とコウモリを守る裁判が終了しました

#### 1 海上案は阻止したが

新石垣空港をめぐる争いは、1979年代に白保の海を埋立てて空港を設置する案が沖縄県から出て、その後、地元の運動とそれに呼応した反対運動の高まりにより、1989年に海上案は撤回され、カラ岳東案となりました。この時点では、海上案を阻止し、勝利したと多くの人々は感じたと思います。

ところが、その後、白保の海のすぐとなりのカラ岳のすぐ南で新空港の建設が進められることになりました。

#### 2 一連の訴訟は設置許可取消請求訴訟からはじまった

2005年12月設置許可が出されたため、その許可処分に対して2006年6月、一坪共有地主などが中心となって、白保の海（アオサンゴ）と絶滅危惧種のコウモリ類を守るために設置許可取消訴訟を東京地裁で提訴しました。その後、土地収用の手続きが始まり、2009年2月、事業認定の取消訴訟を提訴しました（東京地裁）。また、2010年9月、収用裁決の取消訴訟を提訴しました（那覇地裁）。これらの訴訟の継続中に、アオサンゴ、絶滅危惧種のコウモリ類のほか、2万年前の人骨が発掘される（白保竿根田原遺跡）など、新空港の場所選定をめぐる問題がいろいろと出てきたものの建設は止まらず、2013年3月、新空港は開港してしまいました。しかし、その後も従前の3つの訴訟に加え、開港につながる完成検査合格処分取消訴訟を提訴するなど、諦めずに訴訟を継続しました。

#### 3 裁判所の判断は

これらの裁判の中で、設置許可訴訟では、環境影響評価法の下での環境影響の意義を問う裁判として展開し、石垣島の現地での進行協議（1泊2日）を実現させることができたものの、1審判決は全面敗訴でした（2011年6月9日）。それでも、二段階（設置許可時、完成時）の審査があるから、設置許可の段階では、大まかな計画が基準に適合するだけでよく、実際の地盤強度があるかは、合格処分の段階で問題にすればよいという判断が示されました。これによれば、二段階目（完成時）でも闘えると思いました。しかし、その後の展開も、険しいものでした。その後も、事業認定取消訴訟、一坪共有地の土地収用をめぐる訴訟を争い、2013年、新石垣空港が開港されても裁判を継続しました。2015年1月、最高裁の棄却決定により、許可は適法とされ終了しました。環境影響評価をめぐる裁判を続ける中で、「開発と環境の問題」は、「開発第一、環境第二でよい」というのが、この国のありようであることを思い知らされました。

#### 4 裁判の意義

また、空港の完成後の合格検査についても合格処分を争いましたが、2017年6月16日の事業認定取消訴訟



新石垣空港（撮影）足立修一

で最高裁の棄却決定がなされ全ての裁判で主文では敗訴に終わりました。しかし、白保の海を守る裁判を提訴し、最後まで闘い続けることができたのは、「八重山・白保の海を守る会」の活動によるところが大きく、敬服しています。「守る会」の地道な活動のおかげで、アオサンゴだけでなく、絶滅危惧種のコウモリ類の存在をカラ・カルスト学術調査により知らせることができ、また、滑走路の下の地盤の強度に問題があることを指摘でき、人骨発見の意義を主張していくこともできました。また、事業認定取消訴訟の控訴審判決では、理由中では「地下水流が本件起業地の地盤に与える影響について万全の対策をとるためには今後も空港用地の状態を注意深く観察し、適宜の調査及び対策を講じる必要がある」との判断を引き出し、陥没の危険性を認めさせることができました。その意味で、今後も新石垣空港の運用状況を監視していく必要があると思います。

現在、新空港開港を受け、リゾートホテルの建設が進もうとしている状況が生まれています。石垣島の自然が今後も永続していけるか、これからも目を離せないと感じています。

以上

（文） 新石垣空港訴訟弁護団 弁護士 足立修一



写真右：Googleより

### 「自然の権利」応援団よりご案内（くわしくはチラシをご覧ください）

- ・「エソナキウサギ写真集」販売のご案内・・・発送はナキウサギふあんくらぶから直接発送いたします。
- ・グレープフルーツの販売が4月からはじまります・・・果汁たっぷりのグレープフルーツです！

## 事件報告 会計報告

2018年2月7日、理事の菅野庄一先生の事務所にて理事会を開催し、予算決算の決議や活動報告を行いました。残念ながら会員の減少に歯止めがかからず、事業費・管理費ともに緊縮財政としています。何卒ご理解をお願いいたします。

### 2017(平成29)年度収支決算

平成29年1月1日から平成29年12月31日まで

科目	2017予算額①	2017決算額②	差異③-①
<b>(収入の部)</b>			
1 会費・入会金収入	2,745,000	2,544,000	-201,000
2 会費前払金	27,000	90,000	63,000
3 寄付金収入	1,784,250	1,052,460	-731,790
4 ジュゴン緊急カンパ・上関	0	972,840	972,840
5 広告収入	0	0	0
6 事業収入	74,835	71,490	-3,345
7 雑収入	1,172	29	-1,143
8 前期繰越金	2,356,088	2,356,088	0
収入合計	6,988,345	7,086,907	98,562

科目	2017予算額①	2017決算額②	差異③-①
<b>(支出の部)</b>			
1 事業費	2,558,039	2,179,284	-378,755
訴訟援助金	1,100,000	950,000	-150,000
ジュゴン援助金	215,060	0	-215,060
上関援助金	992,979	992,979	0
通信発行費	250,000	236,305	-13,695
2 管理費	3,323,000	3,319,057	-3,943
事務委託費	2,640,000	2,640,000	0
印刷費	300,000	197,860	-102,140
通信運搬費	95,000	109,738	14,738
借室料	180,000	180,000	0
旅費交通費	0	0	0
消耗品費	18,000	45,307	27,307
手数料	30,000	36,520	6,520
広告宣伝費	40,000	58,332	18,332
カレンダー仕入代	20,000	0	-20,000
法人税	0	51,300	51,300
法人化手数料	0	0	0
3 予備費	0	0	0
4 繰越金	1,107,306	1,588,566	481,260
当期繰越金	1,107,306	1,373,506	266,200
ジュゴン上関未執行寄付金		215,060	215,060
会費前払金		0	0
当期支出合計(C)	6,988,345	7,086,907	98,562

貸借対照表			
平成29年12月31日現在			
科目	金額	科目	金額
<b>I 資産の部</b>			
現金	9,714	負債合計	0
普通預金	2,765,078	III 正味財産の部	
振替貯金	1,313,774	確保正味財産	2,500,000
		消費予定正味財産	1,588,566
資産合計	4,088,566	負債及び正味財産合計	4,088,566

### 2018(平成30)年度予算

平成30年1月1日から平成30年12月31日まで

科目	2017決算①	2018予算②	増減③-②
<b>(収入の部)</b>			
1 会費・入会金収入	2,544,000	2,547,000	-3,000
2 会費前払金	90,000	0	90,000
3 寄付金収入	1,052,460	1,775,550	-723,090
4 特別緊急カンパ	972,840	500,000	472,840
5 広告収入	0	0	0
6 事業収入	71,490	71,490	0
7 雑収入	29	29	0
8 前期繰越金	2,356,088	1,588,566	767,522
収入合計(B)	7,086,907	6,482,635	604,272

科目	2017決算②	2018予算②	増減①-②
<b>(支出の部)</b>			
1 事業費	2,179,284	2,340,616	-161,332
訴訟援助金	950,000	1,000,000	-50,000
ジュゴン援助金	0	1,024,916	-1,024,916
上関援助金	992,979	65,700	927,279
通信発行費	236,305	250,000	-13,695
2 管理費	3,319,057	3,173,300	145,757
事務委託費	2,640,000	2,520,000	120,000
印刷費	197,860	200,000	-2,140
通信運搬費	109,738	110,000	-262
借室料	180,000	180,000	0
旅費交通費	0	0	0
消耗品費	45,307	45,000	307
手数料	36,520	36,520	0
広告宣伝費	58,332	6,000	52,332
カレンダー仕入代	0	24,480	-24,480
★法人税	51,300	51,300	0
法人化手数料	0	0	0
3 会費前払金	0	0	0
4 繰越金	1,588,566	968,719	619,847
当期支出合計(C)	7,086,907	6,482,635	604,272

財産目録			
平成29年12月31日現在			
科目	金額	科目	金額
<b>I 資産の部</b>			
現金	9,714	負債の部	0
普通預金	2,765,078	III 正味財産の部	
振替貯金	1,313,774	確保正味財産	2,500,000
		消費予定正味財産	1,588,566
資産合計	4,088,566	負債及び正味財産合計	4,088,566

※特別支援基金口座  
二〇〇三年に、やんばる訴訟一審勝訴判決の新聞記事を読まれた方より、一千万円の寄付を頂きました(同年七月二十五日にご逝去されました)。全額を「特別支援基金」として、弊会で常用していただいております。「不治の病でも長くありません。老後に備えて貯めておいたお金は必要なくなりました。登山するなど一生をとおして自然に親しんできたので、ぜひ自然のために役立ててほしい」という方のご遺志をつぎ、私どもは活動してまいります。

## 期日情報

応援をよろしくお願いたします。

### 【核燃サイクル阻止】青森地方裁判所

3月9日 13:30~ 口頭弁論  
(高レベル裁判、再処理裁判ともに)

### 【白保 新石垣空港】

- ・収用裁決取消訴訟 終了しました。
- ・事業認定取消訴訟 終了しました。
- ・完成検査合格処分取消訴訟 終了しました。

### 【泡瀬干潟】終了しました。

### 【上関原発】山口地方裁判所

2月8日 11:00~ 口頭弁論(電話会議)

### 【えりもの森】札幌地裁

4月10日 10:30~  
6月5日 10:30~

### 【天ヶ瀬ダム再生事業差止事件】京都地方裁判所

3月22日 11:00~ 弁論準備(非公開)

### 【福井原発訴訟】大津地方裁判所

4月24日 14:30 口頭弁論

### 【有明】

- ・小長井・大浦漁業再生 (福岡高等裁判所)  
2015年3月1日 上告中
- ・開門阻止 (福岡高等裁判所)  
控訴中 期日未定
- ・小長井・大浦漁業再生 [第2陣・第3陣] (長崎地方裁判所)  
4月16日 14:00~ 口頭弁論
- ・請求異議訴訟 (福岡高等裁判所)  
2月26日 13:30~ 結審弁論
- ・開門差止仮処分 (保全抗告) (福岡高等裁判所)  
次回審尋期日は追って指定

### 【馬毛島】・損害賠償請求事件 (鹿児島地方裁判所)

2月8日 10:30~ 弁論準備

### ・復旧命令義務付け請求訴訟 (鹿児島地方裁判所)

2017年9月19日 提訴  
同年 12月6日 第1回口頭弁論

### 【亀岡駅北&スタジアム問題】京都地方裁判所

住民訴訟 2月28日 10:30~  
取消訴訟 2月28日 11:00~

# 利根川源流からエネルギー革命を！

建築家河合純男さんより再生可能エネルギーへの取り組みについてご紹介いただきます。

薪ボイラーへ点火した瞬間拍手が沸き起こった。燃料となる薪の一部は2016年より、みなかみ町が行っている「自伐型林業研修」で伐採されたものだ。この研修は「長期的な視点で森林を経営する林業で、小規模・低投資に始められるため多くの人が参入しやすく、継続性も高い」との観点から行われている。研修で伐採した丸太は、地域内でのエネルギー循環の構築を目指して弊社が購入し、代金は研修場所を提供した地元山主にお支払いをした。導入した薪ボイラーで使用する薪の1割前後と少量ではあるが、地域住民参加型のエネルギー自給の一步を踏み出したと言えるだろう。

「自伐型林業研修」以外の丸太は「みなかみ地域エネルギー推進協議会」の会員だった素材生産業者から年間契約をして安定的に仕入れる仕組みが出来た。薪割を行っているのも「みなかみ地エネ」の元会員だ。みなかみ町民を中心に地域エネルギーは地域の宝と信じて、自らの手に宝を取り戻そうと歩み出した。

(文・写真) 有限会社建築工房無有  
代表取締役 河合純男



薪ボイラー点火



## マミー's 日記



環境問題に関心のあるお母さんたちによるリレーエッセイです。

### ドイツで広がる水筒への水道水無料提供活動

息子を連れてのお出かけに水筒は必須だ。飲み干してしまった後に我慢できず、ワンウェイ容器に入れられたミネラルウォーターを購入してしまうこともよくある。ところが、昨年の秋、マインツでは、小売店を営む人たちの手により、水道水の水筒への無料提供が始まり、街歩き中に水道水を手軽に補給することが可能となった。これは、英語で「再び」を意味する「re-」と「満たす」を意味する「fill」を合わせた「Refill」と呼ばれる活動で、2015年にイギリスのブリストルで生まれ、2017年にハンブルクで初めて導入されたのを機に、ドイツの50都市で実施されている。マインツで最初の「Refill」ショップとなった雑貨店のお兄さんは、「活動の一番の目的は全ての人に飲料水を供給できる社会を創ること。そして、ミネラルウォーターをめぐる廃棄物や環境の問題を解決すること」と語ってくれた。来年の春までには、マインツにおける全ての小売店にこの活動を広げることを目指しているそうだ。

(文・写真) 近江まどか (Climate Alliance 職員)



Refillの情報はここから  
<https://www.refill.org.uk/>  
<https://refill-deutschland.de/>

Refill マインツのスティッカー。このスティッカーがドアや窓に貼られているお店が水道水を提供している。



Refill マインツ一号店の「Grinskram」は、持続可能性をコンセプトにした商品をおくる雑貨店。息子の水筒にも水道水を入れてもらった。

連載

# 命はじゅんぐり

愛知県新城市で「有機循環型農業」を実践する松沢さんは、ゴルフ場反対運動や自然保護活動にも熱心に取り組まれています。農をつうじて培われた、「自然とつきあう作法」をご紹介します。

## 百姓の社会貢献

バチャ、バシャ、ジー。子供は田んぼに根を生やしたように座り込んでいる。産卵に来た殿様蛙の群のように水を飛び散らしていると思いきや、掬い上げた田の土をジーと見詰めている。

イトコー自然体験学習 (田中撮影)



バチャ、バシャ



ジー と掌中の土を見つめる

尻の下敷きになった稲株は根付いて元気に伸び始めたところで、まだ座布団の用も為さない。近くの畔は無数の足跡で無残な状態だ。自然体験学習に年間を通して多くの団体が訪れる福津農園ではよくある光景だ。

でもしょうがないよなー。

手の届く浅い水の中には何種類ものお玉(たま)杓子(じゃくし)や大小かついりんな動きをするゲンゴロウがいる。ゆっくり動く赤(あか)腹(はら)井守(いもり)や子負(こおい)虫(むし)たちが誘惑する。

つい夢中になって追いかけて回すのは子供の常。軟らかくて滑る畦は平均台より渡り歩くのが難しい。「田んぼに落ちるな、飛び込むな。」という方が無理。かくして踏み込んだ田の土の感触がいい！走り回った体には、6月の田の水温がたまらなくいい！「まだ餅搗きには早過ぎる」と注意したところで、すでにドカッと尻餅を搗き込んでいる。

まーいいや。目の前の稲に負けず劣らず田の栄養を吸収してくれ。オマエも我が水田の貴重な外部生産物リストに入れてやる。

山間の小農百姓は野良仕事に追われ、日曜休日も無く働き、空いた時間が確保し難い。神戸や福島や九州の自然災害復旧のボランティア活動のニュースを見聞するにつけ、行けない自分に負い目を感じる人もいるだろう。だが、自然の貧困化という人災から都会の子供たちを救出し、人の人たる由縁の感性を身につけさせる機会を創り与えるのも、百姓の分際に応じた奉仕活動だと思えば良い。その継続が豊かな自然と幸福な社会への復旧に繋がる。余人には真似できない貴重な社会貢献であろう。

(文) 福津農園 松沢政満



Fund for the Rights of Nature



「自然の権利」基金

ひとつの地球！  
ともにある仲間たち！

「自然の権利」基金通信 vol.79

〒453-0015 愛知県名古屋市中村区椿町15-19 学校法人秋田学園名駅ビル2階

TEL. 052-459-1752 FAX. 052-459-1751

E-mail shizennoekenri@green-justice.com URL <http://www.f-rn.org/>

【振替口座】01070-6-31179-一般社団法人自然の権利基金 カナ：シヤ) シゼンノケンリキケン